



日本公認会計士協会東京会

東京都文京区本郷5-18-3
公認会計士会館2階(〒113-8455)
電話03(3815)3731 番(代表)
振替口座0016-7-35142
発行人 神山 敏夫 (1部 100円)
編集人 鈴木 康雄 (年極1,200円)
(会員・準会員の購読料は会費に含む)

第507号

近年、時価会計の台頭に伴って、にわかに脚光を浴びている会計上の概念の一つに「包括利益」がある。時価会計の導入に伴い、アメリカをはじめ諸外国においては、既にこの包括利益の報告が相次いで制度化されている。

包括利益とは、資本取引によらない一期間の企業の持分(純資産)の変動のうち、会計情報として認識されたものである。換言すれば、包括利益とは企業の期末純資産の評価額から期首純資産の評価額を控除した額(ただし資本取引を除く)である。

改めて指摘するまでもなく、伝統的な利益計算においては、原価・実現基準の採用によって、企業が保有する全ての財(資産・負債)が、その実現(流出)時までは取得(流入)時の評価のまま据え置かれることを通じ、結果的には財のフロー(流出入)の対価としてのキャッシュフローによってストックの評価が規定されてきた。

ところが時価会計のもとでは、ストックの評価は必ずしもフローによって規定されない。財の流出入(フロー)がなくても、保有中の財の評価が変わるからである。その結果、複式簿記機構を前提にすると、本来のフローではない資産負債の「評価差額」が認識されることになる。包括利益を認識するということは、そのような評価差額が利益の中に含まれるということにほかならない。

ところで、この包括利益の情報としての有用性に関する諸外国の見解は、目下のところ必ずしも一致していない。アメリカの財務会計基準審議会は、あくまでも本来のフロー情報としての利益に第一義的な情報価値を認め、売買目的有価証券の時価評価差額のように、実質的なフローに準じた評価差額



武蔵大学経済学部教授 辻山栄子

時価会計と包括利益

と判断されるものに限って、その評価差額を損益計算書上の損益としたうえで、「その他の包括利益」については損益計算書外の損益と位置づけている。そして、それが本来のフロー情報に転じたとき(つまり実現時)には、改めて損益計算書に繰り入れる(リサイクル)方式を採用している。また、時価評価される資産負債の範囲は金融商品等に限定されている。この方式による損益計算書上の利益計算は、日本の新基準において採用された「その他有価証券」等の資本直入方式によるものと結果として等しくなる。

一方、イギリスの会計基準審議会は、資産の時価評価差額(保有損益)を損益計算書上の実現利益と同様に企業業績の範囲に含めるとともに、その金額を総認識利得損失計算書に表示する方式を採用している。総認識利得損失計算書において一度認識された評価損益は、その後に実現しても再び業績としてリサイクルされることはない。損益計算書の利益計算において費用に算入される資産原価には、再評価後の金額が用いられる。また、資産の時価評価の範囲も有形固定資産を含むより広い範囲に及んでいる。ちなみに国際会計基準では、この両国の折衷的な方式が採用されている。このように、等しく時価会計といっても、資産の時価評価の範囲と評価差額をめぐる扱いは、国によって異なっている。それは、会計情報に求められる役割が国によって異なっていることに基因している。

ゴーイング・コンサーンの前提のもとでは、ストックの時価は必ずしも必要不可欠な情報ではないという論理が、伝統的な会計における取得原価主義を長い間支えてきた。しかし、会計情報の透明性を求

<目

次>

論 説.....	(2)
叙勲受章者紹介・第20回研究大会のご案内・	
赤鬼天語.....	(3)
ニュースフラッシュ.....	(4)
倒産法実務研修会開催報告・	
「宮城県バランスシート等」発表のご案内.....	(5)
ニュースウォッチング・データファイル.....	(6)
ご当地案内・読者の広場.....	(7~8)

地区会通知コーナー・	
会計士補コーナー.....	(9~10)
お知らせ・親睦旅行のご案内・	
協同組合だより.....	(10~12)
ライブラリー・「公認会計士の日」	
記念特別講演会のご案内.....	(13)
会員慶弔見舞・会員異動・サロン・	
編集デスク.....	(13~15)

論 説

高まる公認会計士への期待

地方公共団体包括外部監査人および農業協同組合監査の外部監査人も選任され、いよいよ具体的に制度の運用段階に入ろうとしている。地方公共団体の外部監査にしる、農業協同組合監査にしる、本格的な監査の実施にあたっては、選任された公認会計士には大きな責務が課せられるとともに国民の大きな期待を負うことになる。また、前例のないことであるため、未開の原野を切り開くがごとく、解決しなければならない諸問題も多く大変なことと思われる。

地方公共団体の監査においては、監査の対象となる自治体等の組織や財政規模が巨大であるがため、監査対象領域および監査項目が頗る多く、限られた監査費用予算と監査日数の中で、住民の高い期待に応え得る効果的な監査するために、如何なる監査手続きを為すべきか大いに悩まれるのではないと思われる。また、農業協同組合の監査においても、いろいろな問題が山積していると思われる。例えば、各都道府県の中央会との契約のあり方、すなわち公認会計士法第2条第1項業務としての契約を締結するのか、第2項業務としての契約を締結するのか、そして、監査実施段階においては農協監査士とどのように協調・分担しながら監査を行なうのか、さらに、公認会計士としての監査報告をどうすべきかなど解決しなければならない諸問題がある。これらの問題解決に当たっては、各中央会の意見に押されることなく、担当する公認会計士がイニシアティブを是非とって頂きたい。各中央会の意見に押されてしまえば、農協監査における公認会計士の存在意義が薄れてしまい、監査制度が

形骸化しかねない。それゆえ、日本公認会計士協会の公益法人委員会農業協同組合専門部会では、現在このような内容を核にしたアンケートを担当される監査法人並びに公認会計士に行なうべく準備を進めている。

いずれの監査においても選任された公認会計士の責任は頗る重い。したがって、個人的な利害を超えて謙虚に社会の負託に応えるべく充実した監査を行うことを期待するものである。そのことが、新聞報道されているいくつかの粉飾決算に関わる公認会計士への不信に対する信頼回復への第一歩となりうるひとつの道であろう。そして、その積み重ねが、今後制度化されるであろう公益法人等に対する会計監査への布石になるものと考ええる。

社会の公認会計士に対する期待は、法定監査のみに限らない。法定監査の対象となっていない預金等総額が2千億円未満の信用金庫、信用組合、労働金庫からも公認会計士の専門的な判断と指導が求められている。金融機関は、金融システム安定化策のひとつとして、不良債権の償却問題を抱えており、そのため、一般の事業会社に先駆けて、平成11年3月期から税効果会計と連結決算が導入された。その専門性のゆえに、金融監督庁はじめとする行政機関は公認会計士の専門家としての判断を各金融機関に求めてきている。

さらに、M&A、企業評価、ABS (Assets Backed Security) など事業再構築や新しい資金調達手段の多様化において公認会計士の専門知識と経験が求められている。まさに、公認会計士が社会に対して提供できるサービスは多々ある。

いずれにしても、国際会計基準に照らした会計制度の大きな進展と経済環境の変革が、日本の社会全体をして、従来になく公認会計士の専門的知識と実務経験を求めてきていることは確かである。この時期を逃すことなく、社会の負託に応えうる高い品質の専門的サービスを会員ひとりひとりが提供すべく研鑽・努力してゆかねばならないと思う。

める時代の要請によって、今後は資産の時価評価に一層の拍車がかかる可能性がある。しかし、資産の「時価」に情報価値があるということは、「時価の差額」にも情報価値があるということを必ずしも意味しない。時価評価の結果として財務諸表に示されることになる評価差額を会計上どのように位置づけるのかということこそが、現代の会計にとって最も重要な課題であると言っても過言ではない。その答えを導き出すためにも、我々は、「投資家の意思決定にとって、利益情報はどのような機能を果たしているのか？」という、より根底的な問題を改めて問い直してみる時期に来ている。

【著者の紹介】

早稲田大学商学部卒業、東京大学大学院経済学研究科博士課程修了(博士・経済学)、茨城大学助教授を経て、武蔵大学経済学部教授。昭和49年公認会計士第3次試験合格。

協会本部第33回定期総会

I 日時 平成11年7月6日(火) 午後1時から

II 場所 東京會館9階 ローブルーム
東京都千代田区丸の内3-2-1
電話03-3215-2111(代)